

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 30.5トン重量物用橋型起重機中ふ頭第1号及び30.5トン重量物用橋型起重機中ふ頭第2号を廃止することにしました。
- 2 この規則は、令和8年2月1日から施行することにしました。

(大阪港湾局施設管理部海務課)